

ソニーフィナンシャルグループ人権方針

本方針は、ソニーフィナンシャルグループ(以下、当社グループ)の人権尊重の取組みに関する基本的な考え方を示す、グループ共通の方針です。私たちのありたい姿(Our Vision)および人権尊重について定めるソニーフィナンシャルグループ行動規範等の重要な社内規程類と一貫した内容とし、当社グループの役員および社員が事業活動において人権を尊重するための拠り所として位置付けます。

1. 人権尊重の基本的な考え方

当社グループは、私たちのありたい姿(Our Vision)として「感動できる人生を、いっしょに。」を掲げ、感動できる人生を支える3つの寿命として、“感動寿命(自分らしく生きる)”“資産寿命(経済的な健全性)”“健康寿命(生きる土台)”を私たちの事業における礎(Our Foundation)と位置づけています。

当社グループは、ソニーフィナンシャルグループ行動規範においても定めるとおり、すべての人は尊厳と敬意をもって処遇されなければならないと考えています。

当社グループは、あらゆる人の尊厳と権利を尊重し、属性等を理由とした不当な差別を認めません(人種、肌の色、性別、性的指向、性自認〔性表現を含む〕、言語、宗教、政治、信条、国籍、民族、年齢、社会的出自、貧富、出生、障がい等)。また、強制労働・児童労働・人身売買をはじめとする重大な人権侵害を許容せず、当社グループが直接または間接に関与することのないように努めます。

当社グループは、「国際人権章典」¹、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」²、子どもの権利に関する国際的な原則(「子どもの権利とビジネス原則」³を含む)などの基本的な人権に関する原則に基づき、国際的に認められた人権を尊重するとともに、バリューチェーン全体を通じて、人権への負の影響の防止・軽減に取り組みます。

また、当社グループは、事業を行う国・地域の法規制を遵守しつつ、国際的に認められた基準等と当該国の法令等との間に矛盾がある場合、国際的な基準等を尊重するための方法を追求します。

当社グループは、事業活動、商品やサービス、ビジネス上の取引関係によって、人権への負の影響を引き起こしたり、助長したりすることがないように努めるとともに、万一そのような影響が生じた場合には、その是正に向けて誠実に行動します。

¹ 「世界人権宣言」並びにこれを条約化した主要文書である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を指します。

² 当宣言は、労働における基本的な権利として、結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認、あらゆる形態の強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な労働環境を表明しています。

³ 「子どもの権利とビジネス原則(Children's Rights and Business Principles)」は、ユニセフ(UNICEF)、国連グローバル・コンパクト(UNGC)およびセーブ・ザ・チルドレンが策定した原則であり、企業が事業活動および取引関係を通じて子どもの権利を尊重し、負の影響を防止・軽減し、子どもに対する正の影響を促進するための考え方を示しています。

2. 適用範囲

本方針は、当社グループの全ての会社に適用します。当社グループとは、(1)ソニーフィナンシャルグループ株式会社、(2)ソニーフィナンシャルグループ株式会社が直接または間接に発行済議決権付株式または持分の過半数を保有する会社、(3)ソニーフィナンシャルグループ株式会社のサステナビリティ担当役員が本方針の適用範囲に含めると決定した会社、を指します。

また、当社グループの事業活動においてバリューチェーンを構成する重要なビジネスパートナーには本方針の趣旨に沿った人権尊重を期待します。

3. 人権尊重の推進体制

ソニーフィナンシャルグループ株式会社サステナビリティ推進担当部門は、同社サステナビリティ担当役員の監督の下、本方針に基づき、以下に定める人権デュー・ディリジェンスの仕組みの運用および事業責任者の監督の下で実施される人権尊重の取り組みの推進の支援を含む、当社グループ全体の人権尊重の取り組みを推進する責任を持ちます。

4. 人権デュー・ディリジェンスの実施

当社グループは、本方針に定める人権尊重の推進体制の下で、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)やOECD 多国籍企業行動指針などに定められる国際的に認知されたフレームワーク等に則って人権デュー・ディリジェンス(人権 DD)の仕組みを構築し、継続的に人権 DD を実施します。当該実施においては、その一環として、当社グループ全体および各事業領域の特性やそれぞれの事業においてバリューチェーンを構成する重要なビジネスパートナーを対象に実施します。そして、人権に対し重大な負の影響が特定あるいは懸念される課題には、その影響を防止または軽減するための取り組みの推進、その進捗状況のモニタリング、評価を実施します。

5. 救済措置

当社グループは、その事業活動が、人権への負の影響を与えていることが明らかになった場合、バリューチェーンを構成する重要なビジネスパートナーを通じた働きかけを含め、適切な手段を用いて是正に取り組みます。

6. 教育および啓発

当社グループは、役員および社員が本方針を理解し、事業活動において実践することができるよう、人権の尊重にかかる適切な教育および啓発活動を行います。

7. ステークホルダーエンゲージメントおよびコミュニケーション

当社グループは、本方針の下での人権に関する取組みを推進していくため、社内外の専

門的な知見を積極的に活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話を行います。
本方針の遵守に向けた取組みの進捗状況について、適切な情報公開を行います。

8. 承認

本方針は、ソニーフィナンシャルグループ株式会社代表執行役社長の承認により 2026 年 4 月 1 日付で発効します。

制定日 2026 年 4 月 1 日